

## 税務行政の改善を求め福岡国税局と懇談

### ～税務調査アンケートをもとに問題点を指摘～

1月28日に福岡・福岡歯科・佐賀・長崎の4協会10人で福岡国税局と懇談しました。長崎から渡邊芳明常任理事が、国税局側からは羽良総務課課長補佐ら3人が出席しました。

懇談では、2021年以降に税務調査を受けた17人のアンケート結果をもとに6項目について要請し、回答を受けて質疑を行いました。

1つ目は、税務調査時の署員の対応についてアンケートで「不愉快」の回答が2件、「大声で怒鳴る」「上から目線、悪意しか感じられない」などの回答もあり、紳士的な対応を求めました。これに対し国税局は、「調査官の対応で不快な思いをされたところについては、非常に申し訳ないと思っている。ただ、事実確認に注力してしまい余裕がない場合に言い方がぶっきらぼうになったり、必要な説明を省略してしまったりしていることが容易に想定される。この点については、真摯に受け止めて職員研修を通して指導をしたい」と答えました(図1)。

2つ目は、カルテの提示要求の中止を求めましたが、「我々には質問検査権があり、必要があればカルテ提示をお願いするという対応をさせていただいている」という回答にとどまりました(図2)。

3つ目はアンケートで、帳簿書類を「署員が強要してコピーまた



図1 4協会の代表(左から4番目が渡邊常任理事)

図1 調査官の態度はどうか

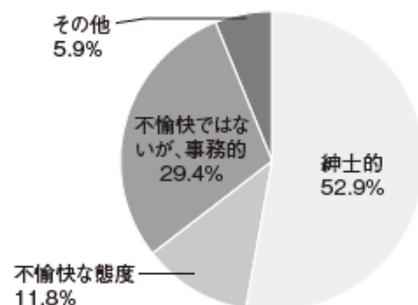
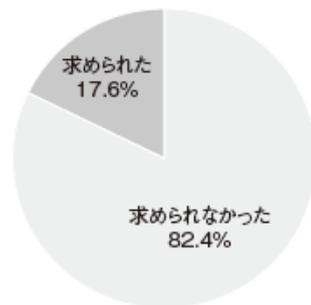


図2 カルテの提示について



は写真を撮った」の回答や帳簿書類などの持ち帰りの際に「コピーの説明をしなかった」との回答が50%ありました。また、「帳簿類の持ち帰りはやめてほしい」との意見もあり、帳簿書類のコピーや持ち帰る場合には必ず納税者の納得を得て行うよう要望しました。これに対し、「コピーの説明をしなかった数は少し多い印象。限られた時間の中で、納税者の負担軽減や時間的な負担に配慮をしたという可能性はあるかもしれない。きちんと適切に説明をして、理解を得るといところを徹底していきたい」と応じました(図3)。

4つ目は、反面調査は納税者の了解を得て行うよう求めましたが、「作成された帳簿書類の不足や提示がなかった場合に事実確認のために実施している。隠されてしまう可能性がある場合は、事前にお伝えできないことがある」と回答。アンケートでは複数の取引先に反面調査が行われている事例もあり、「慎重に必要性を判断してほしい」と重ねて要望しました(図4)。

5つ目に録音・録画を認めるよう求めましたが、「適切な税務調査の妨げになるので、当局としてはご遠慮いただくというお願いをしている」との説明がありました。

6つ目は、質問応答記録書の作成において十分な説明を求めました。「質問応答記録書の署名は、内容に誤りがないことを確認したうえで、その旨を保証するために求めている。署名は納税者等が任意で行うものであり、強要していると受け止められないことがないように指示している」と応答しました(図5)。

図3 申告書類を持ち帰った時、署員は「書類をコピーすることもあります」との説明を行いましたか

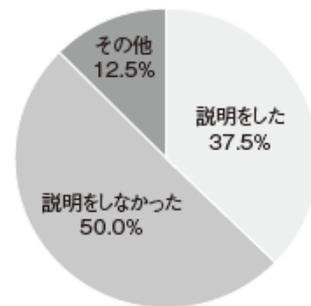


図4 先生の同意なしに反面調査を行った事例はありますか

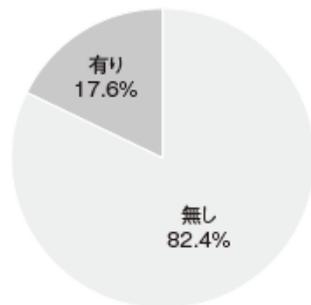


図5 質問応答記録書に署名捺印を求められましたか

